

# 所得税の税制優遇措置について（個人用）

平成 23 年度の税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の方の寄附（賛助会費を含む）については、新たに「税額控除」が受けられることになり、当協会は平成 28 年 5 月 18 日付でこの証明を受けました。

平成 28 年以内に税額控除の証明を受けた公益財団法人等に対する個人からの寄附金については、登記の日によって税額控除の対象となるため、平成 28 年 1 月 1 日以降、当協会に対し寄附して下さった個人の方は、**確定申告の際、「税額控除」または「所得控除」の、いずれか一方の選択ができる**ようになりました。概要は下記のとおりです。

## A) 税額控除

「その年に支出した行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人、認定 N P O 法人等への寄附金の合計額マイナス 2 千円」の 40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。対象となる寄附金額は、総所得金額等の 40%が限度であり、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度となります。

<算出式>

$\{ \text{寄附金額} - 2 \text{千円} (\text{総所得金額等の} 40\% \text{が限度}) \} \times 40\% = \text{税額控除額} (\text{所得税額の} 25\% \text{相当額が限度})$

(例) 当協会の個人賛助会員にご加入いただいている場合

$5,000 \text{円} - 2,000 \text{円} = 3,000 \text{円} \times 40\% = 1,200 \text{円}$  (1,200 円を税額から控除できます)

## B) 所得控除

「その年に支出した特定寄附金の合計額マイナス 2 千円」が寄附者の年間所得から控除されます（寄附金の所得控除）。控除できる特定寄附金は、その年の年間所得の 40%相当額が限度です。

<算出式>

$\text{寄附金額} - 2 \text{千円} = \text{所得控除額} / \text{総所得金額等の} 40\% \text{相当額が限度}$

(例) 当協会の個人賛助会員にご加入いただいている場合

$5,000 \text{円} - 2,000 \text{円} = 3,000 \text{円}$  (3 千円を所得額から控除できます)

※**控除を受けるには、確定申告が必要です**。勤務先などで実施される年末調整では、寄附金控除・税額控除を受けることはできません。

※税額控除または所得控除のうち、いずれか一方のみの選択が可能です。

※申告にあたり、下記の書類を添付する必要があります。確定申告の詳細については、お近くの税務署にお尋ねください。

A) 税額控除を受ける場合：当協会の発行する領収証及び当協会が税額控除対象団体であることの証明書

B) 所得控除を受ける場合：当協会の発行する領収証

※領収証、税額控除証明書の発行については、当協会までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

〒321-0152 宇都宮市西川田 4-1-1 第 2 陸上競技場内

公益財団法人栃木県スポーツ協会

TEL028-680-7771/FAX028-615-5151